

【高知県 Go To Eat キャンペーン】

現在、当キャンペーン（農水省）への参加登録を希望する飲食店であり、かつ、「Go To トラベル地域共通クーポン（国土交通省）」の取扱店舗登録を希望する飲食店に限定して、標記キャンペーンの参加店舗を先行募集します。

「Go To Eat キャンペーン」だけの登録を希望する飲食店は、後日、事務センターやコールセンター、HP、県内商工会・商工会議所での対応体制を整えた後からの登録開始となります。HP等の完成は10月1日を目指して現在準備中で、あらためてご案内いたします。

先行募集する理由

飲食店が「Go To トラベル地域共通クーポン（国土交通省）」の取扱店舗として登録するためには、「Go To Eat キャンペーン（農水省）」の登録完了が条件（9月8日公表）となつたため。観光客の利便性向上、県内飲食店の需要を後押しするため、先行募集いたします。

※「Go To トラベル地域共通クーポン」の取扱店舗登録は、「Go To Eat キャンペーン」への登録完了後、別途申請手続きが必要となりますので、ご注意ください。

参加店舗 募集要項

Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち

(代表事業者 高知商工会議所)

本件担当者

高知商工会議所 総務課 久保・岸野
〒780-0870 高知市本町1-6-24

電話 088-875-1170

FAX 088-873-0572

メール kochicci@cciweb.or.jp

本件担当者

高知県商工会連合会 経営支援部
堅田・林・宮脇
〒781-5101 高知市布師田3992-2
中小企業会館3F

電話 088-846-2111

FAX 088-846-2244

メール gotoeat@kochi-shokokai.jp

1、事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えています。

このため、新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、甚大な影響を受けている飲食業を対象に、農林水産省が期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講ずることとなりました。「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」（代表事業者：高知商工会議所）は、このキャンペーンの高知県での事業を受託し、食事券を発行します。

2、実施概要

- (1) 名称 高知県 Go To Eat キャンペーン
- (2) 発行者 Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち
- (3) コンソーシアム 高知商工会議所（代表事業者）、高知県商工会連合会
（株）四国銀行、（株）高知銀行
- (4) 発行額 総額 6 億 2 千万 5 0 0 0 万円（プレミア率 25%）
- (5) 発行数 1250 万枚（500 円券）
- (6) 販売価格 ファミリーマート：1 セット 8,000 円（額面 10,000 円）
※1 人 1 回 2 セットまで購入可能（以降何回でも購入可能）
県内商工会・商工会議所：1 セット 4,000 円（額面 5,000 円）
※1 人 1 回 5 セットまで購入可能（以降何回でも購入可能）
- (7) 販売場所 県内外ファミリーマート ※事前購入登録必要
期間 ⇒令和 2 年 1 月 2 日（月）～令和 3 年 1 月 31 日（日）
県内商工会（25 ヲ所）・商工会議所（6 ヲ所） ※土日祝は除く
⇒令和 2 年 1 月 2 日（月）～令和 3 年 1 月 29 日（金）
- (8) 利用期間 令和 2 年 1 月 2 日（月）～令和 3 年 3 月 3 1 日（水）
- (9) 利用店舗 当キャンペーン登録済の高知県内の飲食店

3、参加資格

- (1) 高知県内において、事業を営んでいること。（商工会議所・商工会の会員・非会員は問いません）
- (2) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当すること。店内飲食をメインとしないもの（デリバリー専門店、持ち帰りがメインのお店、移動販売店舗、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は、「76 飲食店」に該当せず対象外となります。
- (3) 食品衛生法第 52 条に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を取得していること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業法）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」あるいは「特定遊興飲食店営業」に該当する店舗でないこと。
（キャバクラ・ショーパブ・ガールズバー・ホストクラブ・スナック・料亭など接待を伴うものは対象外となります）
- (5) 飲食スペースを持つ固定施設を備える店舗があること。

- (6) 指定金融機関(四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫)の高知県内の本店または支店の口座を開設している事業者。
- (7) 一般社団法人 日本フードサービス協会及び一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」および、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(高知県・高知市監修)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。
- (8) 別紙参加飲食店同意書の内容を理解し同意すること。

4、食事券取扱にあたっての注意事項

- (1) 食事券は参加店舗における飲食のサービスを提供した際に利用可能です。
- (2) 食事券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 食事券の取引においては、釣り銭を支払うことはできません。
- (4) 参加店舗は食事券を受け取った際に、既定の場所に必ず参加店舗名と年月日を押印又は記入してください。
- (5) 食事券を受け取った後の他者への譲渡は禁止します。
- (6) 食事券の偽造・悪用・再流通および自店換金は固く禁止します。
- (7) 食事券を紛失・破損した場合、盗難にあった場合は、全て自己責任とします。
- (8) 食事券の利用に関して、お客様からの苦情あるいはトラブルがあった場合で、責が店側に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- (9) 食事券の取扱いに関し、事務局から改善要請があった場合、それに従ってください。
- (10) 利用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください。

5、参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 参加店舗であることが分かるように、見やすい場所に[事務センター]が交付するステッカー、ポスターなど掲示物を掲示すること。
- (2) [相談窓口・申請案内事務局(東京)]が別途送付する新型コロナウイルス対策関連ポスター、チラシ、シールを掲示すること。
- (3) 他店舗名の押印又は記入済みの食事券は、受け取りを拒否すること。
- (4) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる食事券の受け取りを拒否すること。また、その際、事務センターに連絡すること。確認用として配布する見本券は、食事券を扱うすべての方に周知してください。
- (5) 利用者から食事券を受け取った場合は、既定の場所に必ず参加店舗名と年月日を押印又は記入してください。
- (6) 別紙参加飲食店同意書の内容を遵守すること。

6、参加店舗の申込及び選定

(1) 申込方法

希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、「参加飲食店登録申込書」と「参加飲食店同意書」をご記入のうえ、高知商工会議所または高知県商工会連合会(表紙に連絡先等を明記)へメールまたは郵送でご返信ください。

チェーン店・系列店など高知県内に複数店舗を持つ事業者の方で、同一口座にて精算・入金管理される場合は、代表事業者がお申し込みください。その際、参加される店舗、参加されない店舗をまとめたリストを別様式でお送りください。

店舗ごとで精算・入金管理される場合は、口座1つに対し1件の申し込みが必要となります。入金口座は1つだが、精算作業は各店舗が行う場合は、高知商工会議所または高知県商工会連合会にご連絡ください。いずれの場合もすべての参加店舗が「募集要項」「参加店舗同意書」を確認し、同意している必要があります。

(2) 申込期間

令和2年9月18日(金) ～ 令和2年9月30日(水)

* 上記期間以降は、事務センターやコールセンター、HPが立ち上がる予定です。

コールセンター等の連絡先は、改めてご案内いたします。

(3) 参加店舗の選定

審査において、営業を証する書類(営業許可証、税務申告書等)の提出をお願いする場合があります。申込のあった事業者については、「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」の審査を経て、参加店舗と承認します。申請に基づき登録資格等を確認のうえ、登録した事業者には、後日、参加店舗登録証、ステッカー、ポスター、参加店舗マニュアル、換金申込書、食事券見本を郵送します。

参加店舗は令和3年2月26日(金)まで随時受付します。

7、換金について

(1) 参加店舗は、取引後、参加店舗登録証に記載された指定金融機関(四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫)の高知県内の本店または支店にて、当該食事券に換金申込書(4枚複写)、参加店舗登録証、指定金融機関の普通預金通帳又は当座入金帳を添えて、換金の手続きをしてください。

(2) 換金手数料は「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」が負担します。但し、参加店舗登録証に記載された指定口座以外への入金に係る手数料は、参加店舗の負担とします。口座番号等を変更する場合は、参加店舗登録証の変更が必要ですので、10月1日以降に事務センターまでご連絡ください。

(3) 入金処理は行いますが、現金化(資金化)になるまで数営業日かかる場合があります。金融機関窓口でご確認ください。

(4) 換金の申し出期間は、令和2年11月2日(月)から令和3年4月30日(金)までです。当該期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(5) 使用済みの食事券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、参加店舗控え(換金申込書控え)を、入金確認が完了するまで大切に保管してください。

※この控えがない場合は、入金金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。なお、控えがある場合でも、振込後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。

(6) 換金方法等の詳細については、後日送付する「参加店舗マニュアル」を参照ください。

8、その他留意事項

- (1) 参加店舗は、食事券を交換、譲渡又は売買することはできません。
- (2) 利用者等から受け取った食事券が盗難、紛失及び滅失したときの損害は、参加店舗が負うものとします。
- (3) 「募集要項」に記載されていない事項などに関しましては、協議を行います。
- (4) 参加店舗情報(店舗名称、所在地、電話番号、ジャンル等)はホームページで広報します。

9、参加店舗の取消等

募集要項および同意書の内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店舗の取り消し、またそれによって損害金が発生した場合は、その損害金を請求することがあります。